

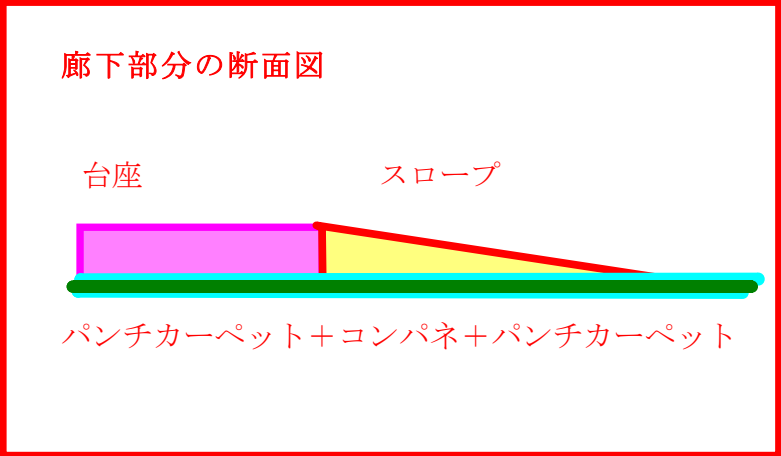
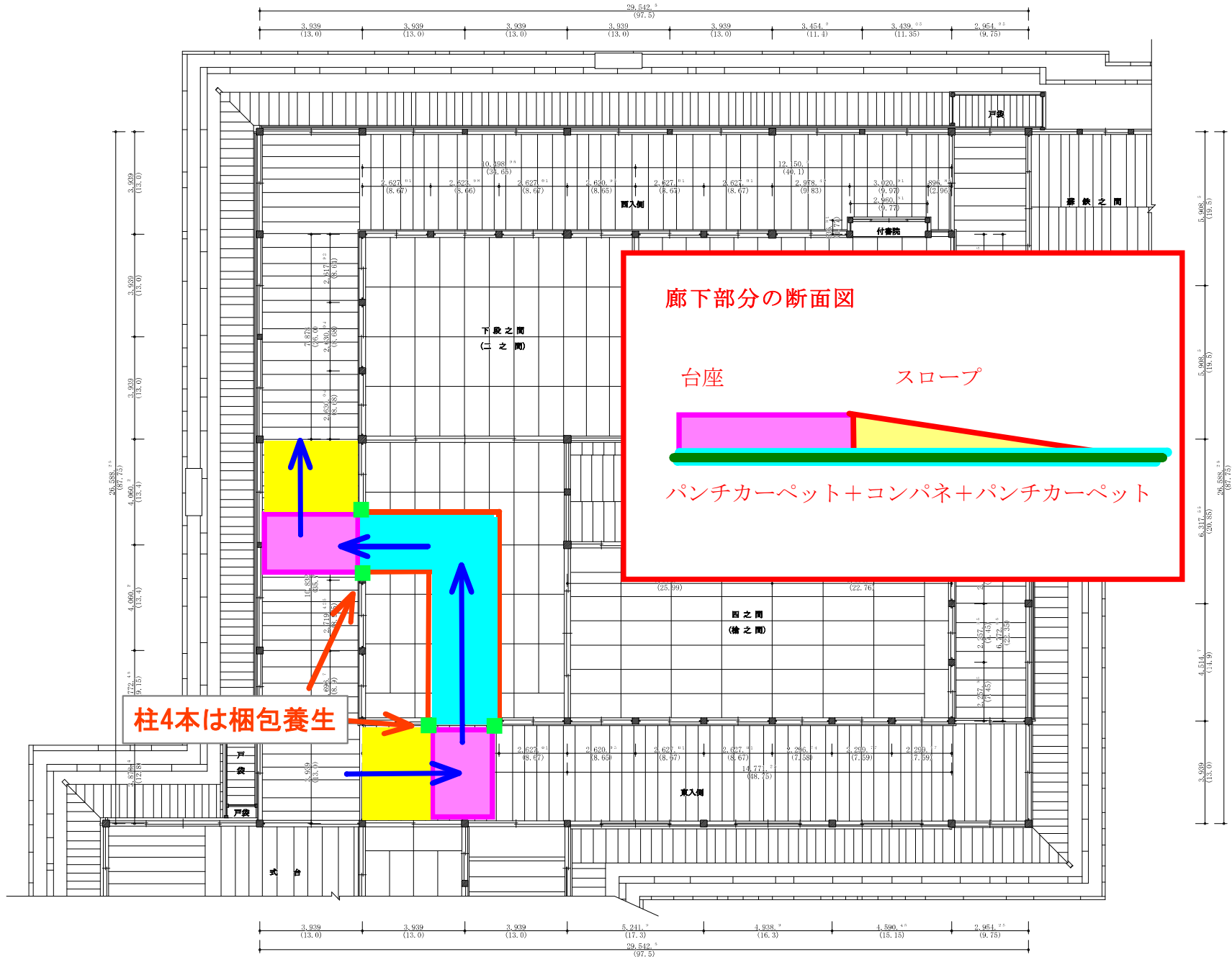
特別入室に係るスロープ等設置業務について

下記業務について見積りをお願いします。

件名：二の丸御殿「大広間三の間」特別入室に係るスロープ等設置業務

- ・入室部屋の入口と出口にスロープ・台座を設置する。
- ・入室部屋の畳上に養生（パンチカーペット＋コンクリートパネル＋ベニヤ板＋パンチカーペット）する。
- ・柱に養生する。
 - ※スロープ、台座については二条城内（白書院付属の間）に保管中。撤収後の保管場所も同様。
 - ※パンチカーペットは既存のものを使用することも可。ただし、城内台所から二の丸御殿への運搬は業者様が行うこと。
 - ※設営にあたっては資材保管場所を確認のうえ、不足材料は用意すること。
 - ※城内で保管している資材の中で、特別入室の実施に不要な資材があれば、本市と協議のうえ、処分すること。なお、処分に関する費用を負担すること。
- ・スロープ保管場所にある竹結界を取り出し、動線各所に配置する。
- ・設置箇所等については、元離宮二条城事務所職員の指示による。
- ・二条城内にて保管しているスロープ・台座の寸法は以下のとおりである。
 - スロープ 2000×2400×200 2台
 - 台座 2000×2700×200 2台
- ・設置日：令和8年7月21日（火）
- 撤収日：令和8年8月25日（火）

- ※ 作業時間については別途協議とするが、午後2時までには必ず完了すること。
 - ※ 前日の設営等が必要な場合は事前に相談すること
 - ※ 作業人数については、上記時刻までに必ず作業が完了するよう人員数を見積もること。
 - ※ 見積書は「京都市長」宛で提出してください。
 - ※ 見積り合わせの結果、契約が決定した業者様にのみ御連絡いたします。
 - ※ 国宝二の丸御殿内での作業となるため、文化財保護の観点にたち、障壁画等を傷つけることがないように細心の注意をもって実施すること。
 - ※ これまでに寺社仏閣等の文化財において、同様の作業経験があることを条件とする。
 - ※ 城内の保有資材の確認のため、設置日前に必ず現地視察をすること。
 - ※ 不明点があれば、担当者（大村、高橋）にお問合せください。
-



柱4本は梱包養生

